

リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる 一時預かり利用支援事業の拡充について

1 目 的

ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の都補助要綱が改正され、障害児の補助対象期間の拡充の他、障害児、ひとり親家庭、多胎児の利用上限時間が拡充された。この改正を活用して、対象年齢や利用上限時間数を拡充し、障害児やひとり親家庭等の子育てに関する不安や負担の軽減を促進する。

2 拡充内容

(1) 補助対象期間

【現 行】

年齢	
障害児	満 9 歳に達する年度の 末日まで
上記以外	満 9 歳に達する年度の 末日まで



【拡 充 後】

年齢	
障害児	満 12 歳に達する年度の 末日まで
上記以外	変更なし

(2) 利用上限時間（児童 1 人あたり）

【現 行】

利用上限時間	
障害児	年 1 4 4 時間
ひとり親家庭	年 1 4 4 時間
多胎児	(満 6 歳に達する年度の 末日までの多胎児) 年 2 8 8 時間
	(上記以外の多胎児) 年 1 4 4 時間
上記以外	年 1 4 4 時間



【拡 充 後】

利用上限時間	
障害児	年 2 8 8 時間
ひとり親家庭	年 2 8 8 時間
多胎児	年 2 8 8 時間
上記以外	変更なし

3 補正予算額（案）

歳入 3, 3 6 0 千円

歳出 3, 3 6 0 千円

4 適用時期

令和7年4月1日

5 今後の予定

令和7年6月 事業拡充周知

（広報たいとう、パンフレット、区公式ホームページ等）

7月 令和7年度申請受付開始

（四半期ごとに申請受付：7月、10月、1月、4月申請受付）